

学校指定制服に関する契約書（案）

学校指定制服（以下「制服」という。）の製作について、静岡県立島田工業高等学校（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間で、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が指定する制服を製作し、別に定める販売業者をとおして甲の入学生（以下「入学生」という。）に供給するものとする。

2 乙は、甲が定める服装に関する規程を遵守し、良質な制服の安定した供給に万全を期すものとする。

（制服の仕様）

第2条 制服のデザイン、規格、品質等、制服に関する仕様は、別紙仕様書のとおりとし、令和3年度入学生から適用する。

2 甲乙いずれかが前項に規定する仕様を一部変更しようとするときは、変更しようとするときの1年前までに、書面をもって相手方に通知し、協議しなければならない。

（誠実な履行）

第3条 乙は、仕様書及び甲の指示に基づいて、誠実に義務を履行するものとし、縫製、流通等において不測の事態が生じたときは、すみやかに甲に報告するとともに、入学生及び甲の教育活動に支障をきたしてはならない。

（制服の改廃）

第4条 甲は、前条第1項に規定する制服を全面改定又は廃止しようとするときは、全面改定又は廃止しようとするときの1年前までに、書面をもって乙に通知するものとする。

（契約期間）

第5条 この契約の期間は、令和2年 月 日から令和8年3月31日までとする。

（契約の解除）

第6条 甲乙いずれかがこの契約に違反したときは、その相手方は文書によりいつでもこの契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次のいずれかに該当した場合は、この契約を解除できる。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）

第2条第2項に該当する団体（以下「暴力団」という。）

（2）個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

（3）法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

（4）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

（5）暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(損害賠償)

第7条 前条により契約が解除され、契約違反者が相手方に損害を与えたときは、契約違反者は賠償の責を負わなければならない。

(制服のデザインに関する所有権)

第8条 第2条第1項に規定する制服のデザインに関する所有権は、甲に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(権利侵害)

第10条 乙は、制服等に関して第三者から、権利（特許権、意匠権、実用新案権、商標権等）の侵害による損害賠償請求があった場合には、乙の責任と負担において解決し、これによって生じた甲の損害を負担しなければならない。

(個人情報保護)

第11条 乙は、取得した生徒の個人情報の取扱いについて、プライバシー及び個人の権利の保護という重要性を十分認識し、第三者への漏えい防止に必要な措置を講じ、厳重に管理しなければならない。また、本来の目的以外での使用は行わない。

(定めのない事項の処理)

第12条 この契約に定めのない事項は、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年 月 日

(甲) 静岡県島田市阿知ヶ谷201
静岡県立島田工業高等学校
校長

(乙)